

「南北朝鮮首脳会談と板門店宣言」に関する見解

2018年5月1日

4月27日、ムン・ジェイン(文在寅)韓国大統領とキム・ジョンウン(金正恩)朝鮮労働党委員長が、軍事境界線にあるパンムンジョム(板門店)にて首脳会談を開き、その成果として「板門店宣言」を発表した¹⁾。この歴史的宣言を、RECNAとしては、北東アジアの平和と非核化につながる第一歩として高く評価する。一方で、この宣言に含まれていない点については、今後の米朝会談、南北対話の推移を見守る必要があり、なお慎重で冷静な分析が必要である。そのうえで重要な視点は以下の3点である。

1. 朝鮮戦争の終結と「非核化」の具体的道筋が大きな焦点

まず、今回の板門店宣言で、年内という具体的期限を設けて、「朝鮮戦争の終結」を明記した点は高く評価できる。また、北朝鮮のみならず「朝鮮半島の非核化」を明記した点も注目される。しかし、これらの実現には米国の関与が不可欠であり、米朝対談の大きなテーマとして注目される。朝鮮戦争の終結と米朝平和協定の締結は北朝鮮が「非核化」にコミットする条件として不可欠であるが、一方で、「非核化」の具体的道筋(段階的廃棄プロセス、検証の仕組み等)も米朝対談等で明らかにされる必要がある。

2. 多国間対話枠組みの早期確立と日朝国交正常化を

次に、今回の宣言で、「南北米」または「南北米中」の対話枠組みの提言がなされている点も注目である。イラン核合意の教訓を踏まえると、北東アジア全体の安全保障を議論するうえでも、合意内容の実施プロセスの検証や、合意違反を抑止する面からも、多国間対話枠組みは有用である。六か国協議の経験も踏まえた枠組みの早期確立が望まれる。この南北対話の機会をとらえて、日朝国交正常化をはかり、平和条約の締結に向けた二国間交渉を始めるべきだ。

3. 米朝でも危機管理システムの構築・維持を

最後に、今回南北で危機管理システム構築で合意されたことは、不意の軍事対立を防止する意味でも重要だ。米朝においても同様の危機管理システムの構築・維持が求められる。

¹ 板門店宣言は以下の 13 項目よりなる。①朝鮮半島の完全な非核化 ②朝鮮戦争の終戦を 2018 年内に目指して停戦協定を平和協定に転換、南・北・米 3 者、南・北・米・中 4 者会談の開催を積極的に推進 ③過去の南北宣言とあらゆる合意の徹底的な履行 ④高位級会談、赤十字会談など当局間協議の再開 ⑤南北共同連絡事務所を北朝鮮の開城に設置 ⑥南北交流、往来の活性化 ⑦鉄道、道路の南北連結事業の推進 ⑧相手方に対する一切の敵対行為を全面的に中止し、まずは 5 月 1 日から軍事境界線一帯で実施する黄海の北方限界線一帯を平和水域にする ⑨接触が活性化することにより起こる軍事的問題を協議解決するため、軍事当局者会談を頻繁に開催。⑩不可侵合意の再確認および遵守 ⑪軍事的緊張を解消し、軍事的信頼を構築し段階的軍縮を行う ⑫首脳会談、ホットラインを定例化 ⑬2018 年秋に文在寅大統領が平壤を訪問。

「米朝首脳会談と共同声明」に関する見解

2018年6月13日

ドナルド・トランプ米国大統領とキム・ジョンウン(金正恩)朝鮮労働党委員長が6月12日、初の米朝首脳会談をシンガポールで開いた。北朝鮮の体制保証と、朝鮮半島の完全な非核化を同時に追求していくことを基本合意の形で盛り込んだ共同声明を発表した。つい半年前まで核の威を借りていがみ合った両国が、歴史的な対話を果たし、外交による非核化に踏み出したことの意義は大きい。現段階ではまだ、完全な非核化までの道筋が明確になったわけではなく、未解決の課題も山積しているのが現実だが、千載一遇の好機を活かした今回の対話を北東アジアの非核化と平和に向けた不可逆的な転換点とすべきである。今後は以下の諸点が注目される。

(1)「非核の制度化」

北朝鮮問題の一丁目一番地は、核・ミサイル実験を繰り返してきた同国の完全な非核化である。核廃棄を確実なものにする「非核の制度化」にとって、CVID(完全、検証可能かつ不可逆的な非核化)は必須要件であるが、共同声明には盛り込まれなかった。今後の交渉での最優先課題と言っても過言ではなく、早期に合意に持ち込んでもらいたい。制度化の中で最も重要と思われる課題の一つが、信頼度の高い検証措置の策定と実行である。短期間での完全な非核化は政治的にも技術的にもハードルが高く、むしろ段階的であっても、非核化プロセスのそれぞれの段階が不可逆的に進み、完全な非核化へと計画に沿う形で進行していることを確実に検証する制度が求められる。核保有国並びに国際原子力機関(IAEA)による検証、さらには地域的な枠組みによる検証などを組み合わせながら、「非核の制度化」の信頼度を高めていく必要がある。そうした試みの先に、朝鮮半島の非核化、北東アジアの非核地帯化(南北+日本)といった新地平も見えてくるだろう。

(2)「平和の制度化」

非核化プロセスの究極的な目標は、核のみならず軍事対立の脅威を削減させ、北東アジアに包括的な平和を確立することである。そのためには、今回の首脳会談を契機にして、関係諸国が「平和の制度化」に向けた外交を加速すべきだろう。朝鮮戦争

を終結させ、米朝、韓国、中国といった当事国を加えた平和条約締結をめざすとした板門店宣言の再確認を共同声明がうたったことは大きな前進だ。短期的には軍事対立を未然に防ぐ危機管理対策の制度化を図る。並行して、米朝、南北、日朝の二国間関係の正常化、さらには北東アジアの地域的安全保障の枠組みの構築へと進み、北東アジアでの冷戦構造が緩むことを望む。北朝鮮を国際社会に組み込み、国際規範を意識する国へと誘うには、経済支援、エネルギー協力などを通じて、少しでも開かれた国にしていく試みが重要であり、それが「平和の制度化」を裏打ちすると考えられる。拉致などの人道問題も、こうした方策による北朝鮮の変化の中で解決の糸口がつかめると期待したい。

¹ 共同声明に含まれた4つの宣言内容は下記の通り。1)米国と北朝鮮は、平和と繁栄を求める両国民の希望通りに、新たな米朝関係の構築に向けて取り組む。2)米国と北朝鮮は、朝鮮半島での恒久的で安定的な平和体制の構築に向け、力を合わせる。3)北朝鮮は、2018年4月27日の「板門店(パンムンジョム)宣言」を再確認し、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組む。4)米国と北朝鮮は、戦争捕虜、戦闘時行方不明兵の遺骨の回収、すでに身元が判明している分の即時引き渡しに取り組む。

「9月平壤共同宣言」についての RECNA 見解

2018年9月20日

韓国のムン・ジェイン(文在寅)大統領と北朝鮮のキム・ジョンウン(金正恩)朝鮮労働党委員長は、9月19日、3回目の南北首脳会談を終え、その結果を「9月平壤共同宣言」として発表、署名した¹⁾。内容は大きく分けて、南北の敵対関係の終了と、北朝鮮の非核化に関する具体的措置の合意であった。RECNAとしては、4月の板門店宣言に続く、歴史的な南北合意として高く評価したい。今後の注目すべき課題も含めて、重要な視点を以下3つにまとめた。

1. 事実上の朝鮮戦争終結につながる合意

まず、南北の敵対関係の終了については、「9月平壤共同宣言」と同時に発表された「板門店宣言の履行に向けた軍事分野合意書」により、南北間のあらゆる問題を平和的な手段で解決するという前提のもと、陸海空において軍事的な緊張につながる敵対行為を中止し、軍事境界線一帯での大規模な演習や兵力の増強等も中止することに合意した。事実上、南北間での戦争状態の終結へ向けての具体的な合意であると言ってもよい。朝鮮半島において軍事対立の可能性が激減することは、地域の平和と安全に大きく寄与するものと期待できる。

朝鮮戦争の休戦協定の当事者である中国と米国(国連軍)がこの合意に対してどのような反応を示すのか、また、朝鮮戦争の正式な終結へ向けて、すべての当事者が今後どのように関与してゆくのか。今後の動向が注目される。

2. ミサイル、非核化: 注目すべき成果と課題

朝鮮半島の非核化に関しては、今回はいくつか具体的かつ重要な進展が見られた。一つは、トンチャンリ(東倉里)のミサイル発射台とエンジン試験場を関係国専門家の立ち会いの下で永久廃棄すると北朝鮮が明言したことである。これは北朝鮮が本格的な長距離弾道ミサイルの開発を断念すると宣言したに等しく、米国本土にとってはミサイル搭載核の脅威がほぼなくなることを意味する。今後の米韓首脳会談において、米国側からの歩み寄りを求めたい。

ヨンビョン(寧辺)の核施設については、「米国が米朝共同声明の精神に沿い、相応の措置を取れば」、永久廃棄に応じる考えがあることを明らかにした。条件付きとは

いえ、やはり具体的な前進である。北朝鮮のいう「永久廃棄」がどのような内容で、廃棄をどのように検証するのか等の詳細までは言及されていない。だが、北朝鮮の核開発の心臓部とも言うべき施設がすべて不可逆的に廃棄をされることが前提ならば、完全な非核化に向けた具体的なステップが示されたと評価できる。

3. 米国や他国の対応が課題

朝鮮半島情勢は歴史的な転換点を迎えていると言っても過言ではないだろう。南北間で今後、交通手段の整備や相互交流、経済関係なども進めてゆく方針である。実現のためには 非核化合意の進展に応じて、北朝鮮に対する制裁措置の段階的な緩和も必要だろう。それが「平和の配当」となり、北朝鮮の非核化を促し、かつ不可逆的なものにする力となることを期待する。

朝鮮戦争の正式な終結と、ポスト冷戦時代における北東アジアの平和と安定のシステムづくりへ向けて、国際社会がどのように協力していけるかが重要な課題である。日本も柔軟な発想を持って、日朝国交正常化を目指し、北東アジアの非核化と新秩序づくりに貢献する外交が求められる。

¹ 9月平壤共同宣言の要旨(韓国側発表に基づく)

1. 非武装地帯などでの軍事的敵対関係の終息を、朝鮮半島全地域の実質的な戦争の危険除去と根本的な敵対関係解消につなげていく。
2. 首脳会談を契機に締結した「板門店宣言軍事分野履行合意書」を平壤共同宣言の付属合意書として採択。順守、履行し、朝鮮半島を恒久的な平和地帯とするための実践的措置を取る。
3. 朝鮮半島を核兵器と核脅威がない平和の地にするため、実質的な進展を速やかに実現することで一致した。
4. 北朝鮮は、東倉里のエンジン試験場とミサイル発射台を関係国専門家の立ち会いの下に永久に廃棄する。
5. 北朝鮮は米国が米朝共同声明の精神に沿い、相応の措置を取れば、寧辺の核施設の永久的廃棄などの追加措置を講じる用意を表明した。
6. 朝鮮半島の完全な非核化を推進していく過程で緊密に協力する。
7. 条件が整い次第、開城工業団地と金剛山観光事業を正常化する。

8. 離散家族問題を根本的に解決するための人道的協力をさらに強化する。
9. 2020年夏季五輪をはじめとする国際競技に共同で積極的に出場し、32年夏季五輪の共同開催を誘致することで協力する。
10. 金正恩朝鮮労働党委員長は文在寅大統領の招請により、近くソウルを訪問する。

出所：時事通信、2018年9月20日アクセス。

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018091901042&g=prk>

INF 全廃条約消滅に関する RECNA 見解

2019 年 2 月 4 日

史上初めて核兵器の削減を義務付け、冷戦終結への導線ともなったのが、米ロ(米ソ)間で 1987 年に合意された中距離核戦力(INF)全廃条約^[脚注 i]だ。核軍拡から核軍縮への転換点を歴史に刻んだ重要条約であるにもかかわらず、米国が 2 月 2 日、離脱をロシア側に正式に通告した。ロシアも条約履行停止で対抗すると宣言し、核戦争防止の基礎をなしてきたこの条約は事実上消滅が確定した。RECNA として米ロを強く批判するとともに、日本政府に対しても INF 配備の拒否と北東アジアの核軍縮ビジョンを示すことを求める。

米ロを強く批判する:核戦争のリスクを高め、国際法上も違反

そもそも INF 全廃条約は、「核戦争に勝者はなく、戦われてはならない」(ジュネーブ首脳会談共同声明、1985 年)との判断を具現化したもので、核軍縮条約であると同時に核戦争防止の重要な手段でもあった。離脱を先に表明した米国は「ロシアの新型ミサイルが条約に違反しているから」と主張するが、「使いやすい核」への回帰が顕著な点では米ロとも共通しており、条約の破棄は解決にはつながらない。世界の核の約 92%を保有する米ロが「核戦争の勝者」をめざすような政策へ同時回帰するのは、世紀の愚行である。

また INF 条約破棄は、新戦略兵器削減条約(新 START)^[脚注 ii]の延長失敗につながるおそれがあり、これは核軍縮を義務付けた核不拡散条約(NPT)6 条をないがしろにする行為に他ならず、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見^[脚注 iii]に背を向ける行為でもある。6 条違反として米ロが ICJ に提訴されてもおかしくはない。6 条に関して最も重い責任を負う核超大国・米ロが、核軍縮をめぐる「法の支配」を軽視することは断じて許されない。

米ロは、「使いやすい」新型核兵器の開発・配備を全面的に中止し、核軍縮交渉を再開すべきだ。

日本は INF 配備拒否を:北東アジアの核軍縮ビジョンを示せ

日本の核軍縮外交・政策も鼎(かなえ)の軽重を問われる。日本は非核三原則堅持を再確認し、さらに 2018 年 4 月の板門店宣言に明記された「朝鮮半島の非核化」を

達成すべく、日本のみならず韓国への INF 配備拒否も明確にすべきだ。

トランプ大統領は INF 全廃条約離脱表明後、ロシアに加え、多数の中距離ミサイル配備を進める中国なども念頭におく形で、「新たな条約ができればより良い」との考えを示した。日本はこの発言をむしろ好機ととらえ、北東アジアでの核軍縮を構想し、議論を活発化させる役割をになうことだ。そうした核軍縮プロセスを北東アジア非核化プロセスと重ね合わせていくビジョンと具体化の戦略を示すことが、日本の安全保障にも大きく資する。

ⁱ 米ソ(米ロ)両国が保有する、核・通常弾頭搭載の中距離(射程 500 km~5,500 km)弾道ミサイル及び巡航ミサイルの全廃を定め、現地査察を含む詳細な検証義務を定めた条約。廃棄の対象は地上発射型のミサイルのみであり、空中及び海洋から発射されるものは含まれない。1987 年 12 月にレーガン米大統領とゴルバチョフ・ソ連書記長の間で調印され、翌 88 年 6 月に発効した。

ⁱⁱ オバマ米大統領とメドベージェフ・ロ大統領の間で 2010 年 4 月に調印され、翌 11 年 2 月に発効。条約発効から 7 年以内に、米ロ両国がそれぞれ配備戦略核弾頭を 1,550 発に、大陸間弾道ミサイル(ICBM)・潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)・戦略爆撃機の配備数を 700 基に削減する等を規定。2018 年 2 月、両国は条約の定める目標を達成したと発表。2021 年 2 月に失効するが 5 年間の延長が可能。

ⁱⁱⁱ 核兵器廃絶を求める国際的な運動を背景に、国連総会が 1994 年に国際司法裁判所(ICJ)に核兵器使用・威嚇の合法性について意見を求めた。1996 年 7 月に ICJ が出した勧告的意見では、核兵器の使用・威嚇は人道法の原則に「一般的には違反する」(全員一致)とした一方、国家の存亡の危機といった極限の状況の場合の使用については合法か違法か結論できないとした(賛成 7、反対 7。裁判長賛成)。加えて勧告的意見は、すべての NPT 締約国に、条約第 6 条に基づき「核軍縮交渉を誠実にやり完結させる義務がある」とした(全員一致)。この判断はその後の核兵器禁止条約採択につながる国際運動の重要な基盤となった。